

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報に関する重要事項について（答申）

平成26年7月30日付け26千総業第280号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）の特定個人情報保護評価について

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書（案）の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組み、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、引き続き検討されたい。